

証券コード 3986

2025年9月11日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
株式会社ビーブレイクシステムズ
代表取締役社長 白 岩 次 郎

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.bbbreak.co.jp/ir/index.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料はこちら」よりご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ビーブレイクシステムズ」又は「コード」に当社証券コード「3986」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月26日（金曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月29日（月曜日）午前10時（開場9時30分）
2. 場 所 東京都港区高輪4丁目10番18号 京急第一ビル
TKPガーデンシティPREMIUM品川高輪口 4階
カンファレンスルーム4E
3. 目的事項
報告事項 第23期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - ・議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年9月29日（月曜日）  
午前10時（開場9時30分）

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月26日（金曜日）  
午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年9月26日（金曜日）  
午後6時30分到着分まで

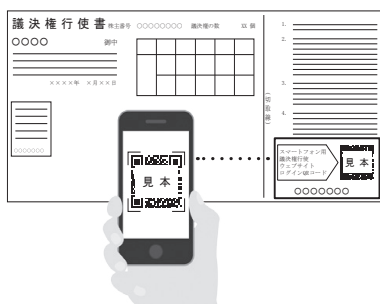
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

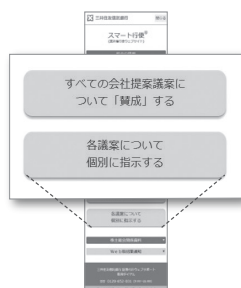
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



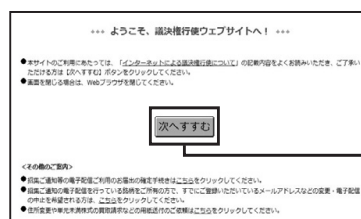
### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



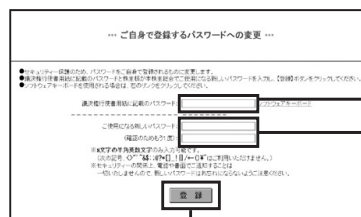
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

(2024年7月1日から)  
(2025年6月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に賃上げや設備投資の拡大が進むなど、緩やかな回復基調が続きましたが、海外ではロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、国内でも激しい為替変動と物価上昇が続く中、米トランプ大統領の政策により株価が乱高下するなど、先行きが極めて不透明な状況で推移しました。

当社が属する市場及び顧客においては、企業のシステム投資ニーズは安定しており、エンジニアの需要も高水準を維持しているものの、今後の状況は予断を許さないものと認識しております。

このような環境のもとで、当社は、主力製品であるクラウドERP「MA-EYES」について、需要動向を捉えた新機能の開発や、新規顧客獲得に向けた営業努力を重ねてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は13億78百万円（前事業年度比1.0%減）、営業利益は1億10百万円（同27.8%減）、経常利益は1億12百万円（同26.2%減）、当期純利益は92百万円（同32.7%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

パッケージ事業におきましては、主力製品であるクラウドERP「MA-EYES」について、既存ユーザーからの追加開発に関する受注が、前期に法改正対応による一時的な受注により大きく増加した反動から大幅な減少となり、また、SaaS版の新規受注についても計画を下回りました。一方で、一括版の新規受注は計画を上回り、4月には過去最大規模案件の工程の一部の受注があったものの、当期中に工事進行基準で計上できる売上高はごく一部に留まるため、追加開発及びSaaS版のマイナス分を回復するには至らず、売上高は7億27百万円（前事業年度比9.1%減）、セグメント利益は3億23百万円（同17.1%減）となりました。

システムインテグレーション事業におきましては、堅調なIT需要を背景に安定的に推移し、また、一部エンジニアをパッケージ事業から本事業にシフトさせたこともあり、売上高は6億51百万円（前事業年度比10.0%増）、セグメント利益は1億54百万円（同13.5%増）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分            | 第 22 期<br>(2024年 6 月期)<br>(前事業年度) |       | 第 23 期<br>(2025年 6 月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比増減 |       |
|-----------------|-----------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|----------|-------|
|                 | 金額                                | 構成比   | 金額                                | 構成比   | 金額       | 増減率   |
| パッケージ事業         | 800百万円                            | 57.5% | 727百万円                            | 52.8% | △73百万円   | △9.1% |
| システムインテグレーション事業 | 592                               | 42.5  | 651                               | 47.2  | 59       | 10.0  |
| 合 計             | 1,392                             | 100.0 | 1,378                             | 100.0 | △14      | △1.0  |

### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 20 期<br>(2022年 6 月期) | 第 21 期<br>(2023年 6 月期) | 第 22 期<br>(2024年 6 月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 6 月期) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                 | 1,263                  | 1,379                  | 1,392                  | 1,378                             |
| 経 常 利 益(百万円)               | 154                    | 176                    | 152                    | 112                               |
| 当 期 純 利 益(百万円)             | 117                    | 136                    | 136                    | 92                                |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 75.97                  | 89.01                  | 89.67                  | 60.35                             |
| 総 資 産(百万円)                 | 1,882                  | 2,023                  | 2,228                  | 2,292                             |
| 純 資 産(百万円)                 | 1,433                  | 1,527                  | 1,645                  | 1,714                             |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 (円)     | 932.63                 | 1,003.66               | 1,081.33               | 1,126.68                          |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

##### ①パッケージの機能及びサービスの拡充

パッケージ事業の推進において、受注機会を増やすには、パッケージそのものをより良いものにしていくことが必要であると認識しております。需要動向を捉えた新機能の開発や、重要基盤機能の強化、及びSaaS版のサービスラインナップの拡充などに注力してまいります。

##### ②パッケージ営業力の強化

パッケージ事業を強力に推進していくためには、パッケージ営業力の強化も必要であり、営業担当者の育成による営業組織体制の強化、及びパッケージの全国拡販や受注率の向上を実現するためのリサーチ・企画活動に注力してまいります。

##### ③システムインテグレーション事業の拡大

自社運営のフリーランス専用の案件紹介サイト「Humalance」による上質な開発リソースの確保、社員技術者のアサイン増、及び既存取引先との取引深耕により、同事業の売上利益の拡大を目指してまいります。

##### ④人材の獲得、育成

当社はさしたる資産も持っておらず、また、人件費が計上する費用の多くを占めることから、人材が最大の資産であります。これからも、当社のビジョンと理念を共有できる社員の獲得及び育成に注力してまいります。

##### ⑤内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な整備及び運用が重要であると認識しております。現在は企業規模が比較的小さく、内部管理体制も企業規模に相応の体制となっておりますが、事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、内部管理体制をより一層強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

| 事業区分            | 事業内容                                 |
|-----------------|--------------------------------------|
| パッケージ事業         | 主に、クラウドERPの開発及び販売を行っております。           |
| システムインテグレーション事業 | 主に、顧客が構築するシステムの受託開発やIT人材の派遣を行っております。 |

(6) 主要な営業所及び工場（2025年6月30日現在）

|        |         |
|--------|---------|
| 本社     | 東京都品川区  |
| 関西支社   | 大阪府大阪市  |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |

(7) 使用人の状況（2025年6月30日現在）

| 事業区分            | 使用人数   | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|--------|-----------|
| パッケージ事業         | 69（0）名 | 2名増（増減なし） |
| システムインテグレーション事業 | 53（0）  | 1名減（増減なし） |
| 全社（共通）          | 28（0）  | 1名増（増減なし） |
| 合計              | 150（0） | 2名増（増減なし） |

（注） 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,752,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,536,960株（自己株式15,260株を含む）
- (3) 株主数 732名
- (4) 大株主

| 株主名       | 持株数   | 持株比率   |
|-----------|-------|--------|
| 白岩次郎      | 608千株 | 39.96% |
| 各務正人      | 148   | 9.73   |
| 上川伸彦      | 126   | 8.31   |
| 高橋明       | 100   | 6.60   |
| 光通信(株)    | 72    | 4.71   |
| 加藤忠男      | 34    | 2.22   |
| 熊田圭一郎     | 30    | 1.97   |
| 上田八木短資(株) | 27    | 1.79   |
| 吉田周作      | 20    | 1.31   |
| 塩川靖幸      | 18    | 1.21   |

（注）持株比率は自己株式（15,260株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2025年6月30日現在）

| 会社における地位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                          |
|------------------|---------|---------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 白 岩 次 郎 |                                       |
| 取 締 役            | 上 川 伸 彦 | 開発部長                                  |
| 取 締 役            | 高 橋 明   | 営業部長                                  |
| 取 締 役            | 熊 田 圭一郎 | 管理部長                                  |
| 取締役（常勤監査等委員）     | 諏 訪 由 枝 |                                       |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 伊 藤 修 久 | 合同会社ブリコラ代表社員                          |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 本 田 宗 哉 | 本田宗哉法律事務所所長<br>（株）アルバック監査役            |
| 取 締 役（監 査 等 委 員） | 成 願 隆 史 | 公認会計士成願隆史事務所所長<br>（株）ファンデリー取締役（監査等委員） |

- （注） 1. 諏訪由枝氏、伊藤修久氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏は社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）諏訪由枝氏及び取締役（監査等委員）成願隆史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、諏訪由枝氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、諏訪由枝氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社

の取締役及び管理職従業員（既に退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 対 象 と な る<br>役 員 の 員 数 | 報酬等の総額       |
|----------------------------|------------------------|--------------|
|                            |                        | 基 本 報 酬      |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(-)              | 57百万円<br>(-) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 4<br>(4)               | 13<br>(13)   |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 8<br>(4)               | 70<br>(13)   |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年9月28日開催の第21回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は0名）です。

また監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年9月28日開催の第21回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

##### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### イ. 基本的な方針

当社の取締役の個人別の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図るために必要となる人材を確保し、持続的な成長への貢献意欲を高める観点から、当社取締役に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び体系となることを基本的な方針とする。

#### ロ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬は、役位、職責、在位年数に応じて業績、他社水準、従業員の給与水準等を考慮しつつ、総合的に勘案して決定する。

#### ハ. 取締役に對し報酬等を与える時期に関する方針

当社の取締役に對する報酬は金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬等は設けない。

#### ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、役員規程及び取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における取締役個人別の月例報酬の決定とする。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する方針等

取締役会は、代表取締役社長白岩次郎に對し当事業年度の各取締役の月例報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議した決定方針に則った決定方法及び内容であるため、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）伊藤修久氏は、合同会社ブリコラの代表社員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）本田宗哉氏は、本田宗哉法律事務所の所長、及び株式会社アルバックの監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）成願隆史氏は、公認会計士成願隆史事務所の所長、及び株式会社ファンデリーの取締役（監査等委員）であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|                    | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>諏訪由枝 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行う他、客観的な立場で取締役の業務執行に対する監督を行っております。    |
| 取締役（監査等委員）<br>伊藤修久 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にIT業界における豊富な経験から適宜発言を行う他、客観的な立場で取締役の業務執行に対する監督を行っております。     |
| 取締役（監査等委員）<br>本田宗哉 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会12回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行う他、客観的な立場で取締役の業務執行に対する監督を行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>成願隆史 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行う他、客観的な立場で取締役の業務執行に対する監督を行っております。    |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 11,120 千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,120    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき当社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準として「コンプライアンス規程」を制定し、全ての取締役及び使用人に対し周知徹底を図る。

ロ. 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

ハ. 社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図るとともに、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われた場合には、迅速に情報を把握し適切に対応する。

ニ. 内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。

ホ. 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に基づき、取締役の職務の執行について監査を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」その他社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

ロ. 「個人情報保護基本規程」「情報セキュリティルールブック」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

ロ. 経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ハ. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項を決定するとともに業務執行取締役の職務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ハ. 職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助使用人を任命することができるものとする。
  - ロ. 補助使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改訂については、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
  - ハ. 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑥ 監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
  - ロ. 監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用等の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、迅速に対応をする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員は、業務の執行状況を把握するために、経営に関する重要な会議に出席することができる。

ロ. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。

ハ. 監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

ニ. 監査等委員会は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築するとともに運用状況を評価し、必要に応じて是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を宣言する。

ロ. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当社は、当事業年度において取締役会を13回、経営会議を24回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行いました。

②コンプライアンス体制について

当社の取締役及び従業員に対して、コンプライアンスへの理解を深めることを目的として、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、反社会的勢力排除等に関する研修を行い、コンプライアンス体制の周知徹底を図りました。

③リスク管理体制について

統括的なリスク管理体制として「リスク管理委員会」を3ヶ月毎に開催いたしました。リスク管理委員会では、リスク分析を行うとともに各部門との情報及び意見の共有を行いました。

④監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、取締役の業務の執行状況を把握するために、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役及びその他の業務執行取締役と定期的に意見交換を行いました。また、内部監査室から内部監査の状況について適宜報告を受け連携を図るとともに、会計監査人とも定期的に意見交換、情報共有を行いました。

⑤財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制システムについて「内部統制計画書」を策定し、内部監査部門において整備状況評価及び運用状況評価を実施し、リスク管理委員会及び取締役会に報告いたしました。

# 貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額       | 科 目        | 金 額       |
|------------|-----------|------------|-----------|
| (資産の部)     |           | (負債の部)     |           |
| 流動資産       | 2,127,928 | 流動負債       | 368,483   |
| 現金及び預金     | 1,704,049 | 買掛金        | 18,724    |
| 売掛金        | 93,433    | 未払金        | 4,683     |
| 契約資産       | 16,222    | 未払費用       | 24,791    |
| 有価証券       | 300,000   | 未払消費税等     | 23,914    |
| 前払費用       | 7,958     | 未払法人税等     | 7,072     |
| 未収収益       | 1,373     | 契約負債       | 261,780   |
| 未収還付法人税等   | 4,679     | 預り金        | 23,900    |
| 預託金        | 214       | 未払事業所税     | 1,942     |
| 固定資産       | 164,348   | 未払配当金      | 165       |
| 有形固定資産     | 34,588    | アフターコスト引当金 | 1,512     |
| 建物         | 8,502     | 固定負債       | 209,326   |
| 減価償却累計額    | △945      | 退職給付引当金    | 209,326   |
| 建物(純額)     | 7,557     | 負債合計       | 577,809   |
| 建物附属設備     | 24,666    | (純資産の部)    |           |
| 減価償却累計額    | △3,061    | 株主資本       | 1,714,468 |
| 建物附属設備(純額) | 21,605    | 資本金        | 232,632   |
| 工具器具備品     | 8,478     | 資本剰余金      | 286,063   |
| 減価償却累計額    | △3,053    | 資本準備金      | 176,292   |
| 工具器具備品(純額) | 5,425     | その他資本剰余金   | 109,770   |
| 無形固定資産     | 18,130    | 利益剰余金      | 1,219,901 |
| ソフトウェア     | 18,130    | 利益準備金      | 3,602     |
| 投資その他の資産   | 111,631   | その他利益剰余金   | 1,216,299 |
| 敷金         | 40,036    | 繰越利益剰余金    | 1,216,299 |
| 繰延税金資産     | 71,594    | 自己株式       | △24,128   |
|            |           | 純資産合計      | 1,714,468 |
| 資産合計       | 2,292,277 | 負債純資産合計    | 2,292,277 |

# 損 益 計 算 書

(2024年7月1日から)  
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,377,558 |
| 売 上 原 価                 | 733,864   |
| 売 上 総 利 益               | 643,694   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 533,867   |
| 営 業 利 益                 | 109,827   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 1,977     |
| 有 価 証 券 利 息             | 416       |
| 雑 収 入                   | 27        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 雑 損 失                   | 51        |
| 経 常 利 益                 | 112,196   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 112,196   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 29,085    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △8,724    |
| 当 期 純 利 益               | 91,836    |

# 株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)  
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |            |            |           |           |            |         |           | 純 資 産 計 合 |
|---------------|---------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|------------|---------|-----------|-----------|
|               | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |            |            | 利 益 剰 余 金 |           |            | 自己株式    | 株主資本 合 計  |           |
|               |         | 資本 準備金    | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合 計 | 利益 準備金    | その他利益 剰余金 | 利益 剰余金 合 計 |         |           |           |
|               |         |           |            |            |           | 繰越利益剰 余 金 |            |         |           |           |
| 当 期 首 高 残     | 232,632 | 176,292   | 109,770    | 286,063    | 3,602     | 1,147,288 | 1,150,891  | △24,128 | 1,645,457 | 1,645,457 |
| 当 期 変 動 額     |         |           |            |            |           |           |            |         |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当   |         |           |            |            |           | △22,826   | △22,826    |         | △22,826   | △22,826   |
| 当 期 純 利 益     |         |           |            |            |           | 91,836    | 91,836     |         | 91,836    | 91,836    |
| 当 期 変 動 額 合 計 | —       | —         | —          | —          | —         | 69,010    | 69,010     | —       | 69,010    | 69,010    |
| 当 期 末 高 残     | 232,632 | 176,292   | 109,770    | 286,063    | 3,602     | 1,216,299 | 1,219,901  | △24,128 | 1,714,468 | 1,714,468 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

##### ② 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注制作のソフトウェア取引に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる取引について、損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、当該損失の発生は見込まれないため、受注損失引当金を計上しておりません。

##### ④ アフターコスト引当金

受注制作のソフトウェア取引に係る検収後のアフターコストの支出に備えるため、個別契約に係る必要額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① パッケージ事業

パッケージ事業においては、主に請負契約により、受注制作のソフトウェア開発を行っております。当該ソフトウェア開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りは、インプット法により、発生した原価のプロジェクト別原価の予算総額に占める割合に基づいて行っております。取引の対価は、主として、当該対価の一部を履行義務の充足前に受領し、残額について履行義務を全て充足したのち、概ね1か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

このほか、システム保守・運用サービスの提供を行っております。当該システム保守・運用サービスについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に基づき収益を認識しております。取引の対価は、主として、当該システム保守・運用サービスの契約期間開始日の前日までに受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

##### ② システムインテグレーション事業

システムインテグレーション事業においては、主にシステムエンジニアリング契約、派遣契約により、ソフトウェア開発・運用サービスの提供を行っております。当該ソフトウェア開発・運用サービスについては、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に基づき収益を認識しております。取引の対価は、取引先との契約に基づき、履行義務を充足したのち、概ね1か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

受注制作のソフトウェア開発にかかる一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（期末時点における未完成部分） 17,476千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社の受注制作のソフトウェア開発については、一定期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより収益認識をしております。進捗度の見積りは、インプット法により、発生した原価のプロジェクト別原価の予算総額に占める割合に基づいて行っております。進捗度に応じて売上高を計上するにあたり、決算日における進捗度について、個別の契約ごとに信頼性をもった見積りを行うことが前提となっております。このため、個別の契約ごとに見積もった総原価に修正が生じた場合、当社の業績を変動させる可能性があります。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,536,960株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 15,260株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議                       | 株 式 の 類 | 配 当 金 の 総 額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|---------|---------------------|-----------------------|------------|------------|
| 2024年9月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式    | 22,826              | 15                    | 2024年6月30日 | 2024年9月30日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株 式 の 類 | 配 当 の 資 | 配 当 金 の 総 額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|---------|---------|---------------------|-----------------------|------------|------------|
| 2025年9月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式    | 利益剰余金   | 27,391              | 18                    | 2025年6月30日 | 2025年9月30日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等を基本とし、安全性の高い資産に限定しております。また、資金調達については、現状は自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には、銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は満期保有目的の債券であり、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。営業債務である買掛金、未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金に係るリスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に見直す体制としております。営業債務である買掛金、未払金に係るリスクに関しては、月次に資金繰実績を作成する等の方法により管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|      | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|------|----------|---------|------|
| 有価証券 | 300,000  | 299,664 | △336 |
| 合計   | 300,000  | 299,664 | △336 |

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 1,704,049 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 93,433    | —           | —            | —    |
| 有価証券   | 300,000   | —           | —            | —    |
| 合計     | 2,097,482 | —           | —            | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分        | 時価   |         |      |         |
|-----------|------|---------|------|---------|
|           | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 有価証券      |      |         |      |         |
| 満期保有目的の債券 |      |         |      |         |
| 社債        | —    | 299,664 | —    | 299,664 |
| 資産計       | —    | 299,664 | —    | 299,664 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

社債は取引金融機関から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント |                 |           | 合計        |
|-----------------------|---------|-----------------|-----------|-----------|
|                       | パッケージ事業 | システムインテグレーション事業 | 計         |           |
| 一時点で移転される財又はサービス      | —       | 1,339           | 1,339     | 1,339     |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 726,689 | 649,530         | 1,376,219 | 1,376,219 |
| 顧客との契約から生じる収益         | 726,689 | 650,870         | 1,377,558 | 1,377,558 |
| その他の収益                | —       | —               | —         | —         |
| 外部顧客への売上高             | 726,689 | 650,870         | 1,377,558 | 1,377,558 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 104,966 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 93,433  |
| 契約資産（期首残高）          | 30,512  |
| 契約資産（期末残高）          | 16,222  |
| 契約負債（期首残高）          | 250,530 |
| 契約負債（期末残高）          | 261,780 |

契約資産は、受注制作のソフトウェア開発について、進捗度に基づき認識した収益に係る未請求売掛金を計上しております。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、受注制作ソフトウェア開発の対価の一部及び保守サービスなどに対する契約期間分の前受金であり、収益の認識に伴い、概ね翌事業年度に取り崩されるもの

であります。

当事業年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は250,530千円であります。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において9,500千円であります。当該残存履行義務について、2026年6月期に履行義務の充足につれて収益を認識する見込みであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

|            |        |
|------------|--------|
| 繰延税金資産     |        |
| 一括償却資産     | 520    |
| 資産除去債務     | 736    |
| 未払事業税      | 1,866  |
| 未払事業所税     | 595    |
| アフターコスト引当金 | 463    |
| ソフトウェア償却額  | 438    |
| フリーレント賃借料  | 1,029  |
| 退職給付引当金    | 65,949 |
| 繰延税金資産合計   | 71,594 |
| 繰延税金資産の純額  | 71,594 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 法定実効税率             | 30.62%  |
| (調整)               |         |
| 住民税均等割             | 0.85%   |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.14%   |
| 税額控除               | △11.77% |
| 税率変更による影響額         | △1.69%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 18.15%  |

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は1,900千円増加し、法人税等調整額が1,900千円減少しております。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,126円68銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 60円35銭    |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月8日

株式会社ビーブレイクシステムズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 西村大司

公認会計士 中瀬朋子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーブレイクシステムズの2024年7月1日から2025年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針及び監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月8日

株式会社ビーブレイクシステムズ 監査等委員会

常勤監査等委員 諏訪 由 枝 ⑩

監査等委員 伊藤 修 久 ⑩

監査等委員 本田 宗 哉 ⑩

監査等委員 成願 隆 史 ⑩

(注) 監査等委員諏訪由枝、伊藤修久、本田宗哉及び成願隆史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第23期の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額は27,390,600円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月30日

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                    | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1          | しら いわ じ ろう<br>白 岩 次 郎<br>(1973年2月1日)   | 1995年4月 (株)東海銀行（現三菱UFJ銀行）<br>入行<br>1998年5月 SAPジャパン(株)入社<br>2002年7月 当社設立 代表取締役社長<br>(現任) | 608,000株                  |
| 2          | かみ かわ のぶ ひこ<br>上 川 伸 彦<br>(1972年10月2日) | 1997年4月 (株)日立製作所入社<br>2002年7月 当社設立 取締役開発部長<br>(現任)                                      | 126,400株                  |
| 3          | たか はし あきら<br>高 橋 明<br>(1974年9月10日)     | 1997年4月 日興証券(株)（現SMBC日興証券）<br>入社<br>2002年11月 当社入社<br>2003年8月 当社取締役営業部長（現任）              | 100,400株                  |
| 4          | くま だ けいいちろう<br>熊 田 圭一郎<br>(1972年5月31日) | 1995年4月 (株)東海銀行（現三菱UFJ銀行）<br>入行<br>2007年5月 当社入社 管理部長（現任）<br>2016年9月 当社取締役（現任）           | 30,000株                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）がなされたことにより、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなり（ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反の場合を除きます。）、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、現在、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に選任され就任した場合、全ての候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
3. (1) 白岩次郎氏は、当社創業における代表者として企業理念の創設や事業拡大に大きな功績を積み上げており、また、現在も代表取締役社長として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社の経営に活かすため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。
- (2) 上川伸彦氏は、当社の取締役として、開発部門における豊富な実績と見識を有し、現在も経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。
- (3) 高橋明氏は、当社の取締役として、営業部門における豊富な実績と見識を有し、現在も経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。
- (4) 熊田圭一郎氏は、当社の取締役として、管理部門における豊富な実績と見識を有し、現在も経営陣としての重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を当社の経営に活かすため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1         | す わ よし え<br>諏 訪 由 枝<br>(1968年10月7日)   | 1992年4月 (株)住友銀行（現三井住友銀行）<br>入行<br>1998年10月 朝日監査法人（現有限責任あず<br>さ監査法人）入所<br>2002年4月 公認会計士登録<br>2008年6月 アーク監査法人（現アーク有限<br>責任監査法人）入所<br>2015年5月 同監査法人社員<br>2019年9月 諏訪公認会計士事務所開設<br>2020年9月 当社常勤監査役<br>2023年9月 当社取締役（常勤監査等委員）<br>（現任）                     | —                         |
| 2         | い と う のぶ ひさ<br>伊 藤 修 久<br>(1972年4月2日) | 1996年4月 (株)メルコ（現バッファロー）<br>入社<br>1998年2月 合資会社チズデス設立<br>代表社員<br>2003年7月 同社取締役<br>2006年2月 同社常勤監査役<br>2007年1月 (株)アクトネット入社<br>2015年7月 (株)ケイ・エスト・ワークス入社<br>システムサービス部長<br>2016年6月 当社監査役<br>2018年6月 合同会社ブリコラ設立<br>代表社員（現任）<br>2023年9月 当社取締役（監査等委員）（現<br>任） | 10,000株                   |

| 候補者<br>番 号 | ふ 氏 り が な 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 3          | ほん だ そう や<br>本 田 宗 哉<br>(1972年 9 月11日)     | 2007年12月 弁護士登録<br>日比谷中央法律事務所入所<br>2016年 9 月 当社監査役<br>2022年 4 月 本田宗哉法律事務所開設<br>所長（現任）<br>2023年 9 月 (株)アルバック監査役（現任）<br>2023年 9 月 当社取締役（監査等委員）（現任）                                                                                                                                                   | —                         |
| 4          | じょう がん たか ふみ<br>成 願 隆 史<br>(1973年 1 月 4 日) | 1996年11月 朝日監査法人（現有限責任あず<br>さ監査法人）入所<br>2003年 8 月 ケネディ・ウィルソン・ジャパ<br>ン(株)（現ケネディクス）入社<br>2008年 1 月 公認会計士成願隆史事務所開設<br>所長（現任）<br>2009年 4 月 (株)エプコ監査役<br>2010年 7 月 (株)ファンデリー監査役<br>2016年 3 月 (株)エプコ取締役（監査等委員）<br>2017年 9 月 当社取締役<br>2023年 9 月 当社取締役（監査等委員）（現任）<br>2025年 6 月 (株)ファンデリー取締役（監査等<br>委員）（現任） | —                         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 諏訪由枝氏、伊藤修久氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. (1) 諏訪由枝氏は、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 伊藤修久氏は、当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、他社における監査役としての経験を有していること及びその深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
- (3) 本田宗哉氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること及び弁護士としての豊富な経験と深い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待し

て監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (4) 成願隆史氏は、公認会計士としての高度な人格と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけることを期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会社財務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. (1) 諏訪由枝氏、伊藤修久氏及び本田宗哉氏は、現在当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
- (2) 成願隆史氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。監査等委員である取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年、社外取締役としての在任期間は8年となります。
5. 当社は、諏訪由枝氏、伊藤修久氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の契約限度額は、法令が定める額であり、本議案が承認され、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は、諏訪由枝氏、伊藤修久氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）がなされたことにより、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）が填補されることとなり（ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反の場合を除きます。）、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、現在、当社の取締役として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新することを予定しております。
7. 当社は、諏訪由枝氏、本田宗哉氏及び成願隆史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認された場合には、引き続き各氏を独立役員として指定する予定であります。

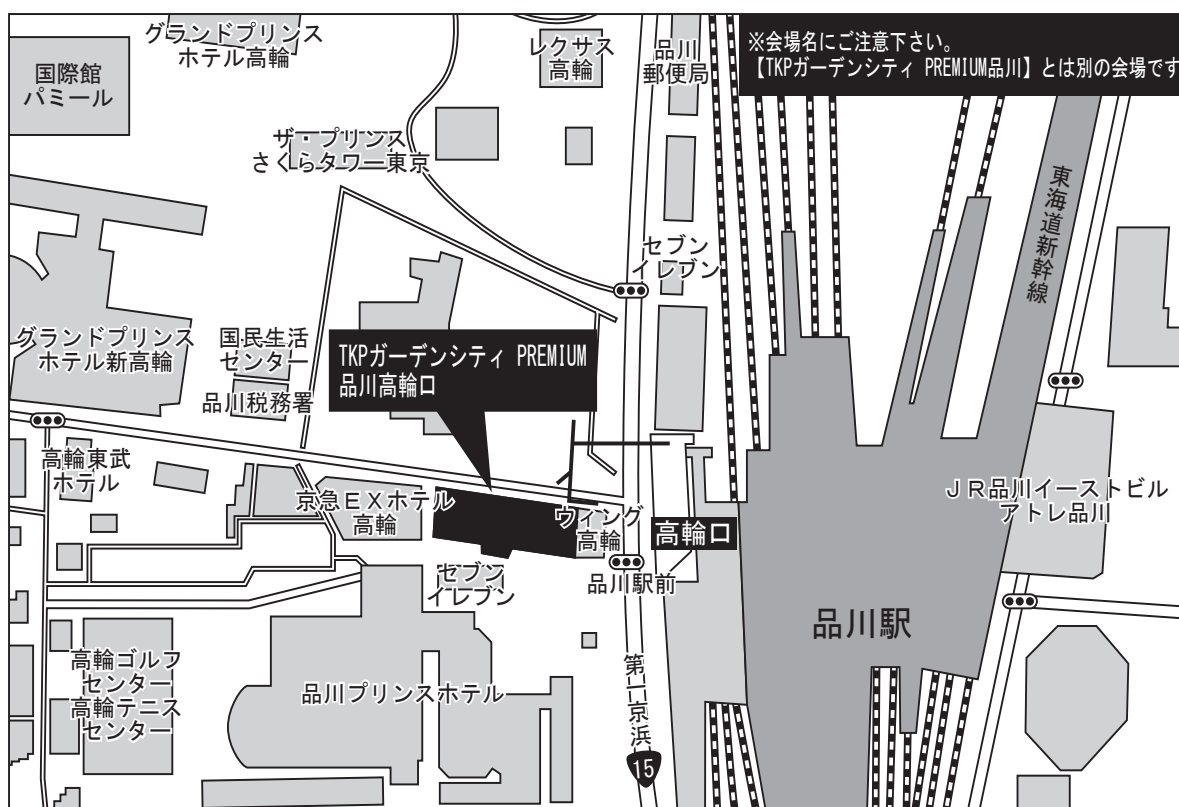
以上

## 株主総会会場ご案内図

### TKPガーデンシティPREMIUM品川高輪口 4階 カンファレンスルーム4E

東京都港区高輪4丁目10番18号 京急第一ビル 4階

電話 03—5475—3561



●交通 JR・京急 品川駅（高輪口）より徒歩2分

※本総会は、お土産のご用意はございません。